

(傍線の部分が変更部分)

改正後（新）	改正前（旧）
療育手帳制度要綱	療育手帳制度要綱
<p>第1 目的</p> <p>この制度は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするため、知的障害児（者）に手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 実施主体</p> <p>この制度は、都道府県知事及び指定都市の長（以下「<u>都道府県知事等</u>」という。）が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。</p> <p>第4 手帳の名称及び記載事項</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 都道府県知事等は、知的障害者の福祉の便に供するため、2に掲げる事項のほか、必要な事項を手帳に記載することができることとする。</p> <p>第5 手帳の交付手続</p> <p>1 申請</p>	<p>第1 目的</p> <p>この制度は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、知的障害児（者）に手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 実施主体</p> <p>この制度は、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。</p> <p>第4 手帳の名称及び記載事項</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 都道府県知事は、知的障害者の福祉の便に供するため、2に掲げる事項のほか、必要な事項を手帳に記載することができることとする。</p> <p>第5 手帳の交付手続</p> <p>1 申請</p>

手帳の交付の申請は、知的障害者又はその保護者が、知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所の長（福祉事務所を設置しない町村にあっては、当該町村の長及び管轄の福祉事務所の長とする。第7において同じ。）を経由して都道府県知事等に対して行うものとする。

2 交付の決定及び交付

都道府県知事等は、児童相談所又は知的障害者更生相談所における判定結果に基づき手帳の交付を決定し、交付の申請の際の経由機関を経由して申請者にこれを交付する。

第6 交付後の障害の程度の確認

都道府県知事等は、手帳の交付後、手帳の交付を受けた知的障害者の障害の程度を確認するため、原則として2年ごとに児童相談所又は知的障害者更生相談所において判定を行うものとする。

第7 記載事項の変更の届出

手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、その氏名、住所等に変更が生じたときは、管轄の福祉事務所の長を経由して都道府県知事等に届け出て、手帳の記載事項の訂正を受けるものとする。

第8 その他の事項

第3の規定は、療育手帳制度の実施について、児童相談所を設置する中核市において、当該児童相談所において知的障害であると判定された者に対して、当該中核市の長が療育手帳を交付することを妨げるものではない。

なお、中核市の長が療育手帳を交付するに当たっては、第4から第7までの規定中「都道府県知事等」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

手帳の交付の申請は、知的障害者又はその保護者が、知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所の長（福祉事務所を設置しない町村にあっては、当該町村の長及び管轄の福祉事務所の長とする。第7において同じ。）を経由して都道府県知事に対して行うものとする。

2 交付の決定及び交付

都道府県知事は、児童相談所又は知的障害者更生相談所における判定結果に基づき手帳の交付を決定し、交付の申請の際の経由機関を経由して申請者にこれを交付する。

第6 交付後の障害の程度の確認

都道府県知事は、手帳の交付後、手帳の交付を受けた知的障害者の障害の程度を確認するため、原則として2年ごとに児童相談所又は知的障害者更生相談所において判定を行うものとする。

第7 記載事項の変更の届出

手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、その氏名、住所等に変更が生じたときは、管轄の福祉事務所の長を経由して都道府県知事に届け出て、手帳の記載事項の訂正を受けるものとする。